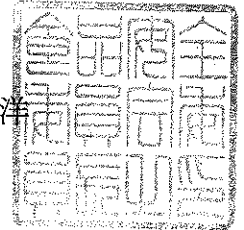




府 食 第 4 6 7 号
令 和 2 年 6 月 1 6 日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価の結果の通知について

令和2年6月11日付け厚生労働省発生食0611第7号をもって厚生労働大臣から当委員会に意見を求められた事項について、下記のとおり回答いたします。

記

今回意見を求められた事項については、令和2年3月31日付け府食第328号により食品健康影響評価の結果を通知したところであり、その後、新たな科学的知見の存在は確認できないことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

以上